商品概要説明書

営農ローン

(2025年4月1日現在)

商品名	営農ローン
山山山口	【個人】(以下の条件をすべて満たす方とします。)
	○ 当JAの組合員(正組合員、准組合員)の方。
>×dIIII	○ 満年齢 18 才以上の方。
ご利用	○ 農産物を販売している方。
いただける	○ 地区内に1年以上居住している方または自己住宅(含家族名義)を所有している方。
方	○ すでに組合との取引があり、信用状況に不安のない方。
	※ 信用状況に不安のない方とは、借入金の延滞、経済事業の所定の期日経過後の未
	払金等がないことなどをいいます。
	○ 組合との間で営農貸越の取引を行っていない方。
資金使途	○ 営農および生活に必要な資金。
借入金額	○ 貸出極度額 500 万円以内(1 万円単位)
	原則として年間農畜産物販売額実績(または計画)以内とする。ただし、300 万円を
	超える極度額を希望する場合は年間農畜産物販売額実績(または計画)の 70%相当額
	もしくは 500 万円のいずれか低い方の金額以内とする。
借入期間	○ 1年以内とします。
借入利率	○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせ
	ください。
借入方式	○ 当座借越(貯金型)とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金(農産物販売代金、水田・畑作経営所得安定
	対策交付金など)は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○ 極度額300万円以内の場合は、原則として担保は不要です。
	○ 極度額 300 万円を超える場合は、担保が必要な場合があります。
保証	○ 原則として山形県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
	- ○分割払い
保証料	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	お支払いいただきます。
	なお、保証料率は年0.5%です。
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店
苦情処理措	(所) または金融共済部(電話:0238-46-3035)にお申し出ください。当J
置および紛	Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦
	情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて
争解決措置	また、JAバング相談が「電話・U3 = U03 / = 1339)でも、音順等を支が的がで おります。
の内容	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記
	当JA金融共済部または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。

山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 JAバンク相談所にお申し出ください。)

東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、 共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具 体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

その他

- お申込みに際しては、当JA、および原則として山形県農業信用基金協会において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合も ございますので、予めご了承ください。
- 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。また当面の間、電子契約サービス手数料はいただきません。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

JA山形おきたま